令和5年度雇用保険料率について

令和5年度雇用保険料率が4月1日より変更になります。

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに6/1,000に変更 になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は7/1,000に変更にな
- 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建 設の事業は4.5/1,000です。)

■令和5年度の雇用保険料率

(赤字は変更部分)

負担者 事業の 種類	①労働者負担 (失業等給付・育 児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担	失業等給付・ 育児休業給付 の保険料率	雇用保険二事 業の保険料率	①+② 雇用保険料率	
一般の事業	6 /1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000	
(令和4年10月~)	5/1,000	8,5/1,000	5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000	
農林水産・※ 清酒製造の事業	<mark>7</mark> /1,000	10.5/1,000	<mark>7</mark> /1,000	3.5/1,000	17.5/1,000	
(令和4年10月~)	6/1,000	9.5/1,000	6/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000	
建設の事業	<mark>7</mark> /1,000	11.5/1,000	<mark>7</mark> /1,000	4.5/1,000	18.5/1,000	
(令和4年10月~)	6/1,000	10.5/1,000	6/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000	

(枠内の下段は令和4年10月~令和5年3月の雇用保険料率)

※園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業 については一般の事業の率が適用されます。

下請け駆け込み寺をご活用ください。

「下請け駆け込み寺」は、下請け取引の適正化を 推進することを目的として国(経済産業省・中小 企業庁が全国48カ所に設置したものです。全国 中小企業振興機関協会と各都道府県に設置された 中小企業振興機関に設置されています。

取引上の問題解決に向けて、専門の相談員や弁 護士がアドバイスを行います。まずはお気軽にご 相談下さい! ●問い合せ先 0120-418-618



SDG s 経営セミナーを開催しました。

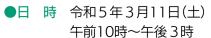


2月9日飯能商工会議所と飯能信用金 庫共催により「SDGs経営セミナー& ワークショップ」を開催しました。講師 の方からSDGsをどのように経営に取 り入れていくか、ワークショップを通じ て実践的に分かりやすく説明していただ きました。今後、SDGSに取組む事業 者に向けた支援を続けてまいります。

第10回震災復興元気市を開催します!

3年ぶりに震災復興元気市を開催します。今回 がFAINALとなります。

東北各地からの物産販売、市内、近隣グルメも 勢揃いします。チャリティよさこいや献血、自衛 隊車輛展示など1日楽しめるイベントです。是非、 ご来場いただき復興支援にご協力下さい。



●会 場 飯能中央公園、小町公園、中央地区行政センター(人形展示)他 ※会場には駐車場がございません。公共交通機関又は市役所からのシャトル バスをご利用ください。詳しくは商工会議所ホームページをご覧ください。



時間外労働賃金について

令和5年4月1日から月60時間を超える時間外労働の割増賃金率が引き上 げられます。

■改正のポイント 中小企業の月60時間超外労働に対する割増賃金率 が50%になります

(2023年3月31日まで)

月60時間超の残業割増賃金率 大企業は50% (2010年4月から適用) 中小企業は25%

	1 か月の時間外労働 (1日8時間・週40時間を 超える労働時間)		
	60時間以下	60時間超	
大企業	25%	50%	
中小企業	25%	25%	

(2023年4月1日から)

月60時間超の残業割増賃金率 大企業、中小企業ともに50% ※中小企業の割増賃金率を引

	1 か月の時間外労働 (1日8時間・週40時間を 超える労働時間)		
	60時間以下	60時間超	
大企業	25%	50%	
中小企業	25%	50%	

▶2023年4月1日から労働させた時間について、割増賃金の引き上げの対象となります。 (※)中小企業に該当するかは、①また②を満どうで単位判断されます。

業種	①資本金の額または出資の総額	②常時使用する労働者数	
小売業	5,000万円以下	50人以下	
サービス業	5,000万円以下	100人以下	
卸売業	1 億円以下	100人以下	
上記以外のその他の業種	3億円以下	300人以下	

深夜・休日労働の取扱い

月60時間を超える法定時間外労働に対しては、使用者は50%以上の率で計算した割増 賃金を支払わなければなりません。

深夜労働との関係…月60時間を超える時間外労働を深夜(22:00~5:00)の時間帯に行 わせる場合、深夜割増賃金率25%+時間外割増賃金率50%=75%となります。

休日労働との関係…月60時間の時間外労働時間の算定には、法定休日に行った労働時間 は含まれませんが、それ以外の休日に行った労働時間は含まれます。 (※)法定休日労働の割増賃金率は、35%です。

代替休暇

月60時間を超える法定時間外労働を行った労働者の健康を確保するため引き上げ分の割 増賃金の支払の代わりに有給の休暇(代替休暇)を付与することができます。

具体的な算出方法(例)

1か月の起算日ら時間 外労働数を累計して60 時間を超えた点から 50%以上の率で計算し た割増賃金を支払わな ければりません。

■算出例

- ・1か月の起算日は毎月1日
- ・法定休日は日曜日
- カレンダー中の書字は、 時間外労働外眼数
- ・時間外労働の割増賃金率 60時間以下…25% 60時間超……50%

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
	5 時間	5 時間		2 時間	3 時間	5 時間
7	8	9	10	11	12	13
5 時間	2 時間	3 時間	5 時間		5 時間	5時間
14	15	16	17	18	19	20
	3 時間	2 時間		3 時間	3 時間	3 時間
21	22	23	24	25	26	27
	3 時間	3 時間	2 時間	1時間	2 時間	1時間
28	29	30	31			
3 時間	1時間	1時間	2 時間			
A		A				

法定休日労働

月60時間を超える時間外労働

■割増賃金率

- ●時間外労働(60時間以下) カレンダー白色部分
- ●時間外労働(60時間超)
- カレンダー緑色部分 カレンダー赤色部分 ●法定休日労働

働き方改革推進支援助成金の活用法(例)

「働き方改革推進支 援助成金」は、働き 方改革に取り組む 中小企業事主に、 環境整備必要な費 用の一部を国が助 成する制度です。



助成金のご案内

働き方改革推進 支援助成金

生産性を向上させ、労働時間の縮減等に取り組む中小企業事業主に対し て、その実施に要した費用の一部を助成



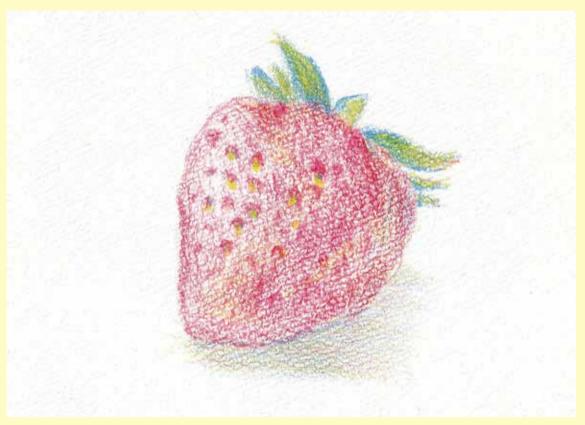
業務改善助成金

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定以上 引き上げた場合に、その設備投資などにかかった費用の一部を助成



本ページ以降は会員様限定になります。 会員様は郵送される本誌をご覧ください。 「食べたいなぁ」

くみぱんつ(大阪府堺市在住)



急にイチゴが食べたくなり、その思いを色鉛筆にぶつけました。 生まれつき脳性麻痺で、手がうまく使えないのでほとんどの作業は足でしています。 SMAPが大好きで、コンサートや舞台に東京へよく一人で行きます。

飯能商工会議所では、障がい者アート協会の主旨に賛同し毎月、創作作品を紹介していきます。 紹介することで、著作物利用料・創作活動応援費として経済的支援につながります。 作品のご活用は、SDGs17の目標のうち、8·9·10の3点達成に向けた取り組みとなります。 会員の皆様で趣旨に賛同される方は、是非ご活用ください。

一般社団法人障がい者アート協会 ホームページ https://www.borderlessart.or.jp/

飯能商工会議所ホームページ

株式会社椿本チエイン

〒357-0021 埼玉県飯能市双柳1275

TEL (042)973-1221 FAX (042)973-1227

飯能商工会議所

検索 🔪

e-mail:info@hanno-cci.or.jp





※相談会は事前予約が必要になります。

★の出張相談所は、直接「よろず支援拠点窓口」TEL:0120-973-248 へお申込下さい。

中小企業•小規模 事業者のための インボイス制度 対策小冊子ご希 望の方に配布し ます。

商工会議所窓口まで お越しください



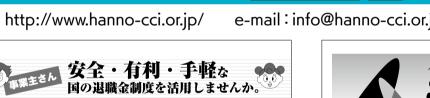
(042)973-2311(代)

http://www.seikaen-tonbotei.jp/http://gnavi.co.jp/g453800/

〒357-0037 埼玉県飯能市稲荷町23-23

(0120)73-2311

ホームページ



HU **艮** TAI 共 K Y O 中退共 検索

自動車部公

埼玉工場

///SAITA

http://www.tsubakimoto.jp

独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部 TEL(03)6907-1234 FAX(03)5955-8211

■■■ (株)日立製作所グループ会社 ■■■

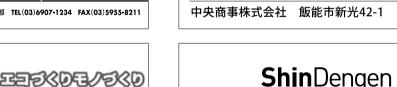
サイタ工業株式会社

昇降機の販売・製造・据付・保守

取扱商品 乗用エレベーター 荷物用エレベーター エスカレーター 小型昇降機 等



中央商事株式会社 飯能市新光42-1 20042-974-3200



あなたのパワーにつながりますように。 00000000000000

http://www.shindengen.co.jp



New power. Your power.

私たちのパワーが、価値ある新しい未来を創り、

新電元工業株式会社





都市ガス、LPガス、ガス配管工事、 ガス機器、リフォームなど ご相談承ります。

TEL 042-973-2768

お部屋の換気を忘れずに!





代表取締役会長兼社長 加藤 清

デイサービスセンター デイサービスセンター 山手なの花館 山手せせらぎ館

短時間運動特化型デイサービス 居宅介護支援事業所 山手介護支援館 元気アップ倶楽部飯能

福祉用具販売とレンタル 介護ショップ山手 飯能市指定山手介護 紙おむつ支給事業所

デイサービスセンター TOWA GROUP

元気の ビタミン!

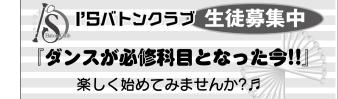
創業73年の

実績と 信賴

金・プラチナ買取は 業界トップクラス大黒屋に お任せください。

侑ディスカウントショップ&質

〒357-0025 埼玉県飯能市栄町19-8 営業時間/AM10:00~PM7:00 定休日/水曜日 駐車場完備 大黒屋 飯能 検索 🕻



(年少さんから中学3年生までの方) ドラバトンクラブ 連絡先 武居しずか TEL080-4881-1580

